

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「都市公園」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：都市公園 所在地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 ほか 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 所管部署：土木建設部 都市計画課 電話番号 0773-24-7052
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (現指定管理者による指定期間延長 (2 年間) で対応)
指導等内容	(1) 平成 30 年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方向性が示されることから、都市公園内に設置されている体育施設について、計画に基づいた管理運営等の整理を行うため、本年度は募集を行わず、指定期間を 2 年間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等を検討すること。 (2) 今回指定期間の延長を行なうが、漫然と指定期間を 2 年間延長するのではなく、より一層公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。 (3) あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。 (4) 「福知山市スポーツ推進計画」の方針をもとに、今後の施設のあり方について方向性を整理し、その内容について第三者評価委員会に報告を行うこと。 (5) 指定管理者制度を導入する場合は、より民間事業者の参入を図るため、民間事業者がノウハウを生かし、自由な発想でより良い管理運営が行えるよう業務仕様を整理すること。 ※福知山市スポーツ推進計画 福知山市においてスポーツの推進に関わる基本的、体系的な方向性をまとめ、スポーツを活かしたまちづくりを進めることを目的として策定。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「都市緑化植物園・緑の相談所」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	<p>施設名：都市緑化植物園・緑の相談所</p> <p>所在地：福知山市字猪崎 377 番地の 1</p> <p>指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>所管部署：土木建設部 都市計画課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 0773-24-7052</p>
指定管理者制度の導入の可否	<p>導入を可とする。</p> <p>(現指定管理者による指定期間延長 (2 年間) で対応)</p>
指導等内容	<p>(1) 都市公園内に設置されている体育施設については、平成 30 年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方針が示されることから、都市公園内にある都市緑化植物園は、他の施設と関連して指定管理者募集の方法等を整理する必要があるため、本年度は募集を行わず、2 年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等を検討すること。</p> <p>(2) 今回指定期間の延長を行なうが、漫然と指定期間を 2 年間延長するのではなく、より一層公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。</p> <p>(3) あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。</p> <p>(4) 今後の施設のあり方について方向性を整理し、その内容について第三者評価委員会に報告を行うこと。</p> <p>(5) 指定管理者制度を導入する場合は、より民間事業者の参入を図るため、民間事業者がノウハウを生かし、自由な発想でより良い管理運営が行えるよう業務仕様を整理すること。</p> <p>(6) 福知山市緑化推進活動の拠点として、施設の有効活用を検討し、公共施設サービスの充実を図ること。</p> <p>※福知山市スポーツ推進計画</p> <p>福知山市においてスポーツの推進に関わる基本的、体系的な方向性をまとめ、スポーツを活かしたまちづくりを進めることを目的として策定。</p>

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「市民体育館・市民運動場・由良川猪崎河川敷運動広場」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	<p>施設名：市民体育館・市民運動場・由良川猪崎河川敷運動広場</p> <p>所在地：(市民体育館) 福知山市字和久市 254 番地 (市民運動場) 福知山市字和久市 235 番地 (由良川猪崎河川敷運動広場) 福知山市字猪崎 1459 番地</p> <p>指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>所管部署：地域振興部 文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7033</p>
指定管理者制度の導入の可否	<p>導入を可とする。</p> <p>(現指定管理者による指定期間延長 (2 年間) に対応)</p>
指導等内容	<p>(1) 体育施設については、平成 30 年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方向性が示されることから、本年度の募集は行わず、2 年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等を検討すること。</p> <p>(2) 今回指定期間の延長を行なうが、漫然と指定期間を 2 年間延長するのではなく、より一層公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。</p> <p>(3) あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。</p> <p>(4) 「福知山市スポーツ推進計画」の方針をもとに、今後の施設のあり方について方向性を整理し、その内容について第三者評価委員会に報告を行うこと。</p> <p>(5) 指定管理者制度を導入する場合は、より民間事業者の参入を図るため、民間事業者がノウハウを生かし、自由な発想でより良い管理運営が行えるよう業務仕様を整理すること。</p> <p>(6) 体育施設としてのあり方とともに適正な受益者負担 (利用者の負担) についても検討を行うこと。</p> <p>※福知山市スポーツ推進計画 福知山市においてスポーツの推進に関わる基本的、体系的な方向性をまとめ、スポーツを活かしたまちづくりを進めることを目的として策定。</p>

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「温水プール」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	<p>施設名：温水プール</p> <p>所在地：福知山市和久市町 188 番地</p> <p>指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>所管部署：地域振興部 文化・スポーツ振興課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 0773-24-7033</p>
指定管理者制度の導入の可否	<p>導入を可とする。</p> <p>(現指定管理者による指定期間延長 (2 年間) で対応)</p>
指導等内容	<p>(1) 温水プールについては、平成 30 年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方向性が示されることから、本年度の募集は行わず、2 年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等を検討すること。</p> <p>(2) 今回指定期間の延長を行なうが、漫然と指定期間を 2 年間延長するのではなく、より一層公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。</p> <p>(3) あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。</p> <p>(4) 「福知山市スポーツ推進計画」の方針をもとに、今後の施設のあり方について方向性を整理し、その内容について第三者評価委員会に報告を行うこと。</p> <p>(5) 老朽化が進んでいる施設であるので、公共施設としての必要性も含めて今後の施設のあり方について検討を行うこと。</p> <p>※福知山市スポーツ推進計画</p> <p>福知山市においてスポーツの推進に関わる基本的、体系的な方向性をまとめ、スポーツを活かしたまちづくりを進めることを目的として策定。</p>